
プロジェクト リスク分担型 DB に関する会計処理
第 76 回退職給付専門委員会及び第 331 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、第 76 回退職給付専門委員会（2016 年 2 月 29 日開催）及び第 331 回企業会計基準委員会（2016 年 3 月 9 日開催）で議論されたリスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

追加的な拠出義務に関する論点**（企業に追加的な拠出義務がないと整理することに対する意見）****第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見**

2. 制度発足当初に大量退職が発生したこと等によって、短期的に積立金不足が生じた場合に、掛金の追加拠出が必要なケースも考えられ、企業に追加的な拠出義務がないとは言い切れないのではないかと。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

3. 本制度の趣旨を踏まえると、導入当初に労使間で給付を維持する旨が合意されるケースは想定できないのではないかと。また、本制度が現時点で運用されていない状況において、全てのケースを想定することは不可能であり、現時点では、企業が追加的な拠出義務を負っていないと整理することに違和感はない。
4. 短期的に積立金不足が生じた場合については、企業に追加的な拠出義務がないと判断するためには、労使間で何らかの追加的な合意が必要かもしれない。また、短期的に生じた積立金不足に対応するために、掛金を追加拠出する場合の取扱いを示すことも有用かもしれない。

（本制度の導入時における文書化の有無により、企業の追加的な拠出義務を判断することに対する意見）**第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見**

5. 財務諸表利用者としては、給付の減額調整の発生時に掛金を増額することを予め労使間で取り決めることにより、本制度が実質的には通常の確定給付制度と変わらない制度であるにも関わらず、確定拠出制度の会計処理を適用することを避ける必要があると考えており、何らかの歯止めは必要である。
6. 本制度の導入時における文書化の有無で会計上の取扱いを区分する規定を実務対

応報告等に設けることについては、慎重に検討すべきである。

7. 一定期間の経過後に給付の減額調整に対応するために、労使合意に基づいて掛金を増額する可能性がある。年金制度の長期性を踏まえると、一定期間の経過後に文書化されるケースの取扱いも検討すべきである。
8. 給付の減額調整に対応するために、新たな労使合意によりリスク対応掛金を増額した場合は、特別掛金と同様の性質がある点も勘案する必要がある。
9. 給付の減額調整が生じている際に、リスク対応掛金を増額すると、実質的には元の給付水準を維持していることと変わらないのではないか。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 労使間で給付を維持する旨が合意されている否かが重要と考えており、具体的な文案の検討にあたっては、この点を考慮する必要がある。また、本制度において想定されている給付調整の頻度等が示されれば、文案の検討において有用かもしれない。

「一定の掛金」に関する論点

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

11. 基本的に事務局の整理に賛同するが、当初に各期の拠出額を規約に定める際には一定の合理性を求めべきではないか。
12. 労使合意に基づく決定をより尊重すべきと考えている。弾力拠出であっても法令等に準拠し、労使合意を経て定められた掛金の拠出額には、恣意性はなく、「一定の掛金」に該当すると考えられる。

費用配分に関する論点

(特別掛金とリスク対応掛金の区分に対する意見)

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

13. 一定期間の経過後に給付の減額調整に対応するために労使合意に基づいてリスク対応掛金を増額した場合において、掛金の増額分は実質的には特別掛金と同質のものと考えられるため、リスク対応掛金と特別掛金を明確に区分するのは困難ではないか。

(本制度の導入時にリスク対応掛金の総額と見合いの資産を両建てする会計処理に対する意見)

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

14. 資産除去債務とは異なり、リスク対応掛金には将来の支払義務がないと整理すれば、資産及び負債の両建ての会計処理を否定できるのではないか。

15. 結論として、資産及び負債の両建ての会計処理の可能性を否定していない点に分かりにくい。
16. 厚生年金基金制度で例外処理を採用している場合において、特別掛金が発生する場合でも資産及び負債を認識しない点との整合性も1つの理由として考えられる。

退職給付制度間の移行等に関する論点

(事務局提案に賛成であるが、追加的に検討すべきとの意見)

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見

17. 今後、他のパターンも検討するのであれば、既存の確定給付企業年金制度から本制度に移行するパターンを対象にするという事務局提案に賛成する。また、検討に際しては、特別掛金が発生しているケースも設例で作っていただきたい。
18. 本制度の導入を検討する企業にとっては関心が高い点であり、他の移行のパターンの会計上の取扱いも示した方がよい。

(事務局提案に反対する意見)

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見

19. 既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金の仕組みを導入した後、本制度へ移行する場合の処理に関して、未積立額に係るリスク対応掛金を退職給付に係る負債として計上しない点には違和感がある。特別掛金とリスク対応掛金は性質に似た部分があり、両掛金の性質の相違を検討すべきではないか。

(その他)

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見

20. 既存の確定給付企業年金制度にリスク対応掛金の仕組みを導入した後、本制度に移行する場合の処理に関しては、事務局の分析の内容が不十分である。

開示に関する論点

(本制度の概要に関する注記への意見)

第76回退職給付専門委員会で聞かれた意見

21. 本制度の概要の注記に関して、事務局提案のように本制度の特徴を詳細に記載すると、定量的に得られる情報に比して、注記事項としては長くなりすぎると考える。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

22. 本制度が新たな企業年金制度である点や労使合意が重要な要素である点を踏まえると、本制度の特徴を踏まえた内容の開示を検討すべきである。

(本制度におけるリスク対応掛金に関する将来キャッシュ・フローの開示への意見)

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

23. 財務諸表利用者が現行の確定拠出年金制度と本制度との差異を把握するためには、何らかの追加開示が必要と考えており、リスク対応掛金の拠出総額を当初に負債として認識しないのであれば、注記情報として当該情報を提供する必要がある。

(本制度におけるリスク対応掛金に関する損益情報の開示への意見)

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

24. 利用者としては、将来予想に資する情報の追加的な開示が何らかの形で必要と考えており、例えば、IAS 第 19 号「従業員給付」で要求されている確定給付制度の開示事項を参考にして、翌期の予想拠出額の開示が有用と考えている。
25. 標準掛金とリスク対応掛金は変動性等の観点で性質が異なるため、リスク対応掛金に関する追加的な開示事項は必要である。
26. 情報の有用性の観点では、本制度の概要の部分で詳細に説明するのではなく、要拠出額の内訳として本制度における要拠出額を記載すべきではないか。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

27. 財務諸表利用者の理解可能性を高めるために、費用処理した金額の内訳を注記することを検討すべきではないか。

(本制度における開示全般への意見)

第 76 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

28. 開示事項の内容は現行の退職給付会計基準の検討時に一旦整理されており、本制度の導入を契機として、開示事項の見直しを検討すべきではない。

第 331 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

29. 会計処理と開示は一体で検討すべきであり、本制度を会計上の「確定拠出制度」に分類するのであれば、開示事項も他の「確定拠出制度」と同様に取り扱うべきであり、本制度におけるリスク対応掛金に関する固有の開示事項を要求すべきではない。

以 上